

境港管理組合告示第 11 号

平成 16 年境港管理組合告示 7 号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について)の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 29 日

境港管理組合管理者 平井 伸治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>1 ~ 4 略</p> <p>5 入札参加資格の有効期限 入札参加資格を付与された日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。 ただし、同年 4 月 1 日から<u>同年 7 月 31 日</u>までに境港管理組合が発注する鳥取県属地工事(鳥取県内において発注する工事をいう。)については、その有効期間を<u>同年 7 月 31 日</u>までとし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ定める日までとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p>	<p>1 ~ 4 略</p> <p>5 入札参加資格の有効期限 入札参加資格を付与された日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。 ただし、同年 4 月 1 日から<u>同年 6 月 30 日</u>までに境港管理組合が発注する鳥取県属地工事(鳥取県内において発注する工事をいう。)については、その有効期間を<u>同年 6 月 30 日</u>までとし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ定める日までとする。</p> <p>(1) ~ (3) 略</p>

境港管理組合告示第 12 号

平成 17 年境港管理組合告示 8 号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について)の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 29 日

境港管理組合管理者 平井 伸治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>1～4 略</p> <p>5 入札参加資格の有効期限</p> <p>入札参加資格審査申請を平成 17 年 9 月 30 日までに受け付けたもので入札参加資格を付与された場合は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで、入札参加資格審査申請を平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 2 月 28 日までに受け付けたもので入札参加資格を付与された場合は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>ただし、同年 4 月 1 日から<u>同年 7 月 31 日</u>までに境港管理組合が発注する鳥取県属地工事(鳥取県内において発注する工事をいう。)については、その有効期間を<u>同年 7 月 31 日</u>までとし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ定める日までとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>1～4 略</p> <p>5 入札参加資格の有効期限</p> <p>入札参加資格審査申請を平成 17 年 9 月 30 日までに受け付けたもので入札参加資格を付与された場合は、平成 17 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで、入札参加資格審査申請を平成 17 年 10 月 1 日から平成 18 年 2 月 28 日までに受け付けたもので入札参加資格を付与された場合は、平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。</p> <p>ただし、同年 4 月 1 日から<u>同年 6 月 30 日</u>までに境港管理組合が発注する鳥取県属地工事(鳥取県内において発注する工事をいう。)については、その有効期間を<u>同年 6 月 30 日</u>までとし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ定める日までとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

境港管理組合告示第 13 号

平成 17 年境港管理組合告示 14 号(建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格について)の一部を次のように改正する。

平成 19 年 6 月 29 日

境港管理組合管理者 平井 伸治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
1～4 略 5 入札参加資格の有効期限 平成 17 年 12 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。 ただし、同年 4 月 1 日から <u>同年 7 月 31 日</u> までに境港管理組合が発注する鳥取県属地工事(鳥取県内において発注する工事をいう。)については、その有効期間を <u>同年 7 月 31 日</u> までとし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ定める日までとする。 (1)～(3) 略	1～4 略 5 入札参加資格の有効期限 平成 17 年 12 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までとする。 ただし、同年 4 月 1 日から <u>同年 6 月 30 日</u> までに境港管理組合が発注する鳥取県属地工事(鳥取県内において発注する工事をいう。)については、その有効期間を <u>同年 6 月 30 日</u> までとし、次に掲げる場合にあっては、それぞれ定める日までとする。 (1)～(3) 略